

収支報告書（令和5年分）

（ 年 月 日開催パーティー分）

* 1～4は提出日現在の内容を記入

ふ り が な

- 政治団体の名称
- 主たる事務所の所在地
- 代表者の氏名
- 会計責任者の氏名

ぐんまけんちゅうこじどうしゃはんぱいせいじれんめい	
群馬県中古自動車販売政治連盟	
群馬県高崎市中大類町118-1	
神保 文明	(受付印) 群馬県 -6.3.-1 選挙管理委員会 収受
神保 文明	

会計	繰越	決算	転記	○
①	②	③	④	⑤

※太枠内に必要事項を記入すること。

※該当箇所に ☒ を入れること。

政治団体の区分	
☐	政党
☐	政党の支部
☐	政治資金団体
☐	政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体
☒	その他の政治団体 (資金管理団体を含む)
☐	その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
☒	2以上の都道府県の区域等
☐	群馬県内

収支報告書作成担当者の氏名
中林 将秀
(電話連絡先)
027-350-1200

(選管使用欄)

番 号



資金管理団体の指定の有無（12/31又は解散日現在）	
☐ 有 ☒ 無	
* 以下は「有」の場合のみ記入（「無」の場合は空欄）	
公職の種類	(現・候)
資金管理団体の 届出をした者の 氏名	

資金管理団体の指定の期間	
* 年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入	
年 月 日 から	年 月 日 まで

国会議員関係政治団体の区分（12/31又は解散日現在）	
* 国会議員関係政治団体以外の団体は空欄	
☐	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る 国会議員関係政治団体
☐	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る 国会議員関係政治団体
公職の候補者 の氏名	
公職の種類	(現・候)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
* 年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入	
年 月 日 から	年 月 日 まで

(その2)

1 収支の総括表

収 支 の 状 況

収 入 総 額	----- A=B+C	1,146,852
(前年からの繰越額) *前年の収支報告書から転記	----- B	807,845
(本年の収入額)	----- C	339,007
支 出 総 額	----- D	538,265
翌年への繰越額	----- E=A-D	608,587

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	*会社や法人会員からの会費は[寄附]に計上
金 額	339,000
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	339 人

(2) 寄 附		*本部・支部間の交付金は含まれない→(その5)に計上	
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附		(その7)に内訳を記載	
(イ) 法人その他の団体からの寄附		(その7)に内訳を記載	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附		(その7)に内訳を記載	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0		
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		(その8)に内訳を記載	
イ 政 党 匿 名 寄 附		(その9)に内訳を記載	
合 計 (ア + イ)	0		

政党(支部を含む)及び政治資金団体以外は法人その他の団体からの寄附を受けられない

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
こ の 頁 の 小 計	0	1件あたりの金額が10万円以上の場合は個別に記載し、10万円未満の場合は一括して合計額を「1件10万円未満のもの」に記載すること。
1件10万円未満のもの	7	
合 計	7	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表				
項 目		金 額	備 考	
			うち、本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出(再掲)※	
1 経常経費	(1) 人 件 費			
	(2) 光 熱 水 費			
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			
	(4) 事 務 所 費			
	小 計 (経常経費の計)	0	0	
2 政治活動費	(1) 組 織 活 動 費			
	(2) 選 挙 関 係 費	33,000		
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (ア～エの計)	0	0	ア～エの計を記載
	ア 機関紙誌の発行事業費			
	イ 宣 伝 事 業 費			
	ウ 政治資金パーティー開催事業費			
	エ そ の 他 の 事 業 費			
	(4) 調 査 研 究 費			
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金	505,265		
	(6) そ の 他 の 経 費			
	小 計 (政治活動費の計)	538,265	0	
合 計		538,265	※「備考」欄に記載する本部・支部間の交付金に係る支出は、 (その16) 本部・支部間の交付金支出の内訳と対応	

(その15)

※項目別区分ごとに別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当するものに○) (1) 組織活動費 (2) 選挙関係費 (3) ア. 機関紙誌の発行事業費 イ. 宣伝事業費 ウ. 政治資金パーティー開催事業費 エ. その他の事業費 (4) 調査研究費 (5) 寄附・交付金 (6) その他の経費				
		(陣中見舞) ←項目別区分(小分類)を記入(その13裏面又は要領参照)				
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考	
この頁の小計	0					
その他の支出	33,000					
合計	33,000					

1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出)を記入。(領収書等の写しを添付)

←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出)を合計した額を記入。

(その15)

※項目別区分ごとに別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当するものに○) (1) 組織活動費 (2) 選挙関係費 (3) ア. 機関紙誌の発行事業費 イ. 宣伝事業費 ウ. 政治資金パーティー開催事業費 エ. その他の事業費 (4) 調査研究費 (5) 寄附・交付金 (6) その他の経費				
		(寄附金) ←項目別区分(小分類)を記入(その13裏面又は要領参照)				
支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考	
令和5年度会費	288,000	5 6 26	中販連関東甲信越連絡協議会	東京都中央区日本橋2-2-3リッシュビル5階		
令和5年度会費	100,000	5 11 15	自由民主党群馬県ふるさと振興支部	群馬県高崎市東町191-3		
この頁の小計	388,000	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出)を記入。(領収書等の写しを添付)				
その他の支出	117,265	←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出)を合計した額を記入。				
合 計	505,265					

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

*すべての項目について「有」又は「無」に ☒ を入れること。

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

*「有」の場合、項目別区分ごとに内訳を（その18）に記載すること。

(その20)

宣誓書

添付書類（別添のとおり）

* 添付したものに ☒ を入れること。

- | | |
|-------------------------------------|-----------------------------|
| ☒ | 1 領収書等の写し |
| ☐ | 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。） |
| ☐ | 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。） |

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

2024 年 3 月 1 日

政治団体の名称

群馬県中古自動車販売政治連盟

会計責任者の氏名

神保 文明



代表者の氏名
(解散時のみ記入)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 **政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。**また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。